

学校・地域クラブからの千葉県小中学校体育連盟主催大会への参加について（案）

1. 経緯

令和5年度全国中学校体育大会から地域クラブ活動の参入が始まり2年目を迎え、各競技において地域クラブからの大会参加が増えてきている状況にある。また、全国的に部活動地域移行の取り組みが進んでおり、様々な実証事業等が始まっている。そのような中で、大会参加にあたっての参加資格の解釈が整理されておらず、問い合わせが増えてきている。そこで、千葉県小中学校体育連盟として、全国中学校体育大会と関東中学校体育大会（以降、上部大会とする）の大会参加規程とも照らし合わせて、参加資格にあたる団体の区分とその名称等について整理することとした。

2. 各団体の区分とその名称および内容について

現在、千葉県小中体連主催大会とその上部大会への参加にあたっては、以下のいずれかから大会参加可能となっている。なお、選手は以下のうち1つの区分のみから同大会へは出場登録をすることができない。また、2～6の区分からの大会参加にあたっては、必要な手続きをとり各種申請や承認を受けなければ、大会に参加することはできない。

	NO	団体の区分名 (大会参加団体名)	内 容
中学校から	1	学校部活動	中学校1校による単体での部活動。団体名は学校名とする。
	2	合同チーム	合同チーム参加規程（全国大会・関東大会・県大会）に則って、複数校で構成されたチーム。団体名は学校名連記とする。
	3	拠点校部活動	拠点校部活動参加規程（全国大会・関東大会・県大会）に則って、複数校で構成されたチーム。団体名は拠点校の学校名とする。
地域クラブ活動から (※1)	4	民間クラブ	運営管理が行政ではなく、民間のクラブチームまたは行政から地域移行の受け皿となる地域クラブと認定をされていないクラブであり、地域クラブ活動の大会参加資格の特例・細則に合致したクラブ。団体名はクラブ名とする。
	5	行政主導型地域クラブ	地域移行を進めるために、行政主導で新たに発足した地域クラブ。運営、管理等の責任は、行政にあること。団体名は行政が定めたクラブ名とする。
	6	行政認定型地域クラブ	行政が部活動地域移行の前から存在する民間クラブや地域の社会体育団体を、地域移行の受け皿として認定したうえで、活動を行っているクラブ。なお、クラブの運営や管理の責任は、そのクラブだけでなく認定した行政にもあること。団体名は自治体から認定を受けたクラブ名とする。

※1 大会参加にあたっての注意事項

地域クラブ活動からの大会参加にあたっては、令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則（日本中体連発出文書 令6日中体第305号 令和6年10月11日）および令和7年度千葉県小中学校体育連盟主催大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則を確認すること。また、競技ごとに細則が異なるため、地域クラブ活動の発足や認定にあたっては、細則を十分に確認して進めること。特に、行政主導の地域クラブ活動であっても、大会参加にあたっては、大会実施要項および競技部の細則を遵守すること。

3. 大会参加にあたっての手續きについて

以下の団体区分から大会に出場を希望する際は、事前に申請や手續きが必要となる場合がある。

	N0	団体の名称	事務局への申請	代表者担当者	事務手数料	大会参加申込書	大会参加費
中学校から	1	学校部活動	×	・校長 ・顧問	×	○	○
	2	合同チーム	○ 様式A	・校長 ・支部の長 ・顧問	×	○	○
	3	拠点校部活動	○ 様式B	・校長 ・支部の長 ・顧問	×	○	○
地域クラブ活動から	4	民間クラブ	○ 様式C	・クラブ代表者 ・担当コーチ等	5,000円	○	○
	5	行政主導型地域クラブ	○ 様式D	・行政の担当者	×	○	○
	6	行政認定型地域クラブ					

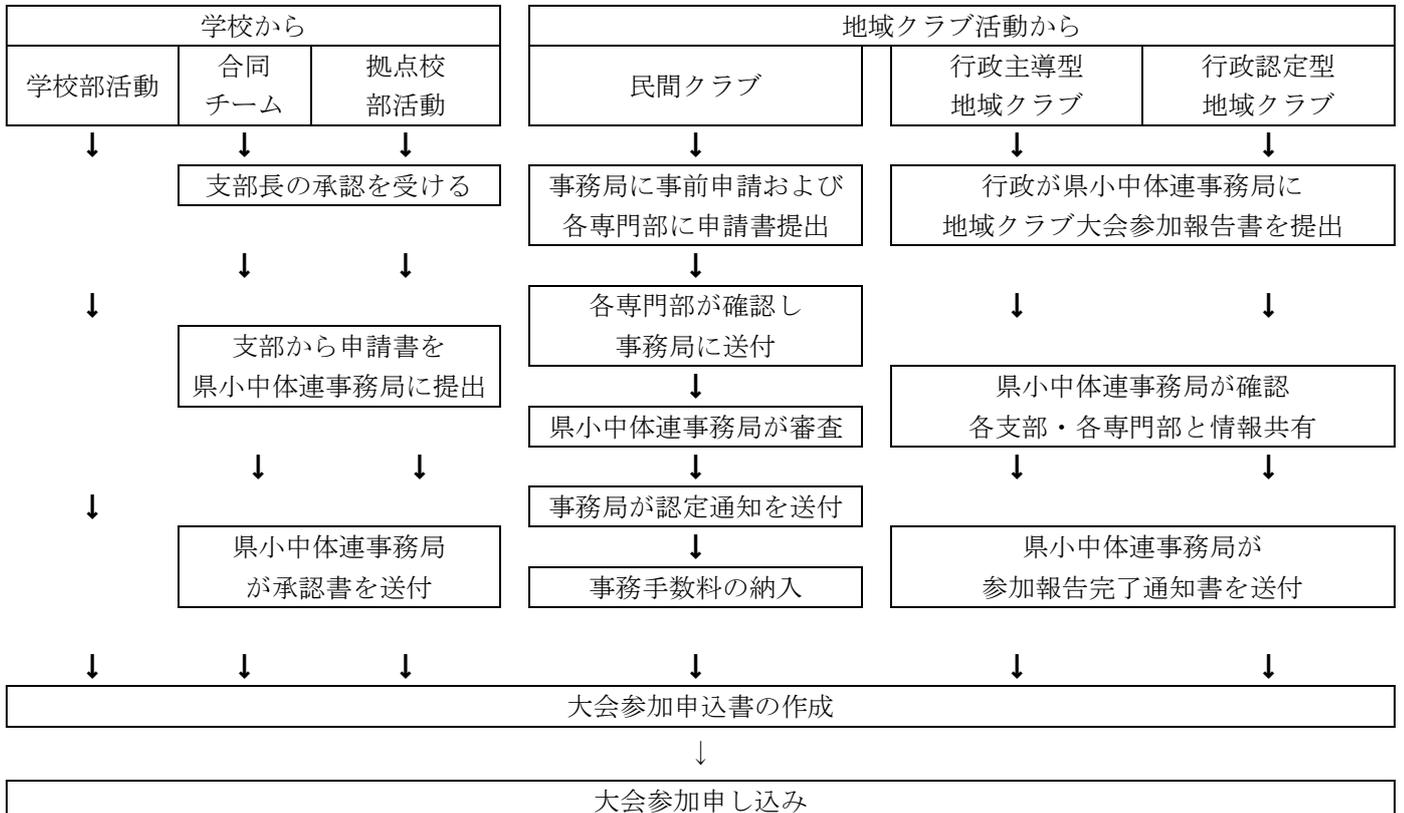
様式A：合同チーム大会参加登録申請書（令和7年度から様式改定）

様式B：拠点校部活動大会参加登録申請書（令和7年度から様式改定）

様式C：民間クラブ大会参加登録申請書（令和7年度から様式を改定）

様式D：地域クラブの大会参加報告書（令和7年度から様式を新たに作成）

4. 大会参加にあたっての手續きの流れ



※各申請書および大会参加に関する規程は、千葉県小中学校体育連盟HPをダウンロード（参照）